

# 瑞穂市地域防災計画 概要版

---

平成 26 年度 改正のポイント

瑞穂市防災会議

## 瑞穂市の防災基本方針

### (1) 防災環境の整備

市街地等の人口が密集する地域においては、建築物の耐震化を進めるほか、避難場所や避難経路、延焼防止空間としての機能を有する道路や公園の確保を進めます。なお、道路に関しては、被害が広範囲にわたるような災害に対応するため、県や近隣市町、建設業協会との連携を図り、広域的な緊急輸送道路ネットワークの構築を進めます。

また、非常時における防災活動や水道等のライフライン確保対策として、防災倉庫や防災資機材の充実を図るとともに、公共施設や小中学校等の避難場所における飲料水、食料品及び生活用品の計画的な備蓄に努めます。

さらに、庁舎施設は、防災拠点の中心となるため、その維持管理及び改修については、防災拠点機能を保ちながら管理していきます。また、木造住宅の耐震補強についても、さらなる普及活動に努めます。

### (2) 消防防災体制の充実

常備消防の1署1分署体制の中で、岐阜市消防本部と連携し、消防ポンプ自動車等の基礎的消防力の充実と人員の効率的な配置を進めます。

また、消防団員の教育訓練の強化や女性を含めた人材の確保等により地域に密着した消防団組織の活性化を図るとともに、消防装備の強化や消防水利の計画的な整備を進めていきます。

### (3) 救急・救助、応急体制の充実

救急自動車や高度救急資機材等の配備充実と、救急救命士や救助隊員の育成強化を図るなど、迅速かつ高度な救助・救命活動ができる体制を構築します。

また、大規模災害時には広域的かつ総合的な応援活動が不可欠なことから、医師会を中心とした関係機関・団体との広域協力体制の充実を図るとともに、市民に対し応急手当てや心肺機能蘇生等、知識・技術の普及に努めます。

### (4) 地域ぐるみの防災体制づくり

初期段階からの迅速な対応を地域ぐるみで行えるよう、広報紙による情報提供等を通じて防災知識の普及・啓発に努めるとともに、自主防災組織の活動を支援し、地域の防災リーダーの育成を図ります。

また、高齢者、障がい者等の災害弱者対策として、平常時からの訪問調査や防火点検の実施に努めるとともに、地域の要援護者マップの作成等、福祉分野との連携を密にした状況把握と緊急時のネットワークづくりを進め、非常時に備えます。

### (5) 防災情報の発信充実

被害の未然防止や最小化、復旧の円滑化等の総合的な視点から、地域防災計画の随時見直しを進めるとともに、これに基づく避難場所・避難経路や、ハザードマップ等の防災に関する情報を広く市民に提供していきます。

また、被災時における各種災害情報の収集・伝達を迅速かつ正確に行うため、防災行政無線の高度化を進めるとともに、広域的な情報ネットワークの整備を図ります。

## 地域防災計画の目的

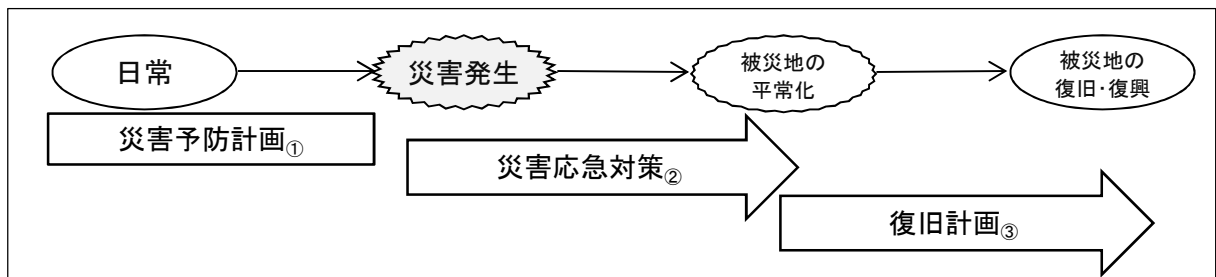
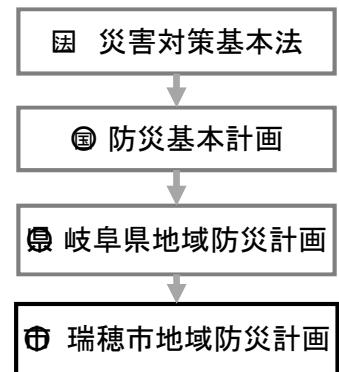
この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき市防災会議が作成する計画です。

瑞穂市の災害予防計画<sup>①</sup>、災害応急対策<sup>②</sup>、災害復旧計画<sup>③</sup>について、市民、企業や団体と市及び関係機関が行う事柄をあらかじめ定め、災害発生時に協力して防災活動を行うことにより災害の拡大防止と被害の軽減を図ることを目的とし、毎年、見直しをしながら策定しています。

災害予防計画<sup>①</sup>とは、災害の発生を未然に防止し、被害を最小限にとどめるため、市、防災関係機関、市民及び事業所・企業等が日頃から行うべき措置です。

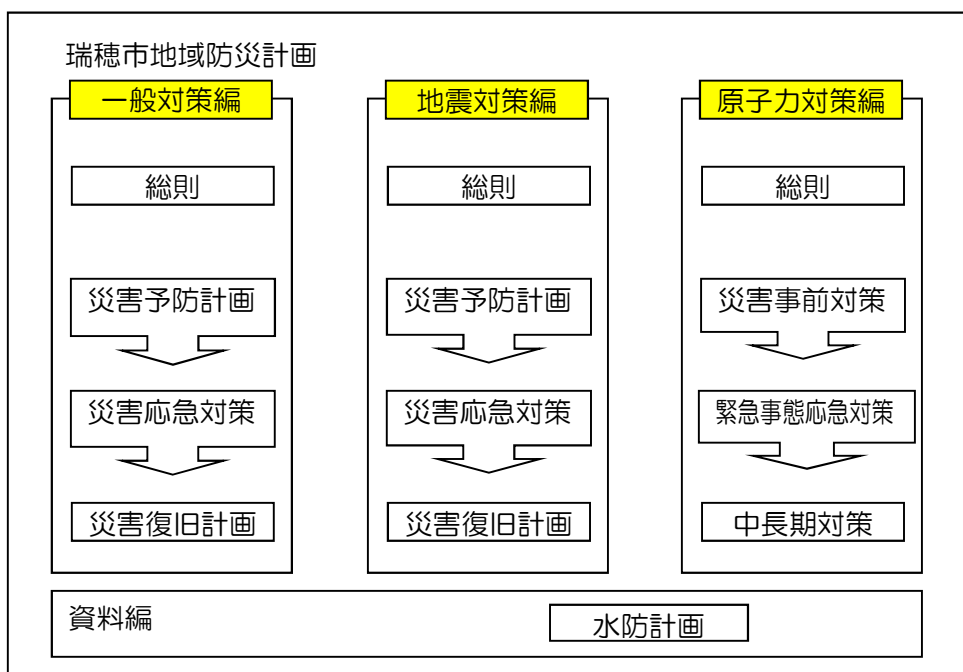
災害応急対策<sup>②</sup>とは、災害の発生後において、市及び防災関係機関が行う対策です。

災害復旧計画<sup>③</sup>とは、被災した施設の復旧に加え、被害の再発防止並びに市民の生活の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、市及び防災関係機関が講ずべき措置です。



## ■計画の構成

本計画書は、各災害の特徴を踏まて、それぞれの災害毎に事前の予防計画→発災→災害応急対策→災害復興へと、時間を追って対策を記載しています。



今回の改正では、次の事柄を背景としてこれまでの計画書の修正を行いました。

視 点	例
① 東日本大震災で明らかになった災害対応の問題点に鑑み、国より緊急に点検が求められた事項	避難指示等の住民への伝達体制や方法 区域を越えた災害時の相互応援協定の提携等 防災意識の普及啓発 物資等の備蓄、輸送 など
② その他、これまでの災害を教訓としたもの	避難行動要支援者への避難支援 放置車両の撤去 避難所の管理や運営の留意点 など
③ 防災基本計画や岐阜県地域防災計画の修正内容を反映させたもの	「減災」という考え方 自主防災組織の育成 企業防災の促進 被災者の健康維持活動 動物保護の実施 応急仮設住宅の運営管理 など
④ 経年対応のため改訂	市組織変更に伴うもの 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制 気象庁による気象警報・注意報等基準の変更 など

#### ■瑞穂市における地震による被害想定

瑞穂市域に影響を及ぼすと現在考えられている地震は5種類（南海トラフ地震、養老-桑名-四日市断層帯地震、阿寺断層系地震、跡津川断層地震、高山大原断層帯地震）あり、それぞれが発生した場合について、岐阜県が推定した被害は以下のとおりです。

	想定される地震				
	南海トラフ	養老-桑名-四日市断層帯地震	阿寺断層系地震	跡津川断層地震	高山大原断層帯地震
震度階の最大値	6弱	6強	5強	5強	5強
建物被害(全壊)	1060	2434	59	162	110
建物被害(半壊)	2379	3766	166	433	276
死者(推定最大)	13	98	0	0	0
負傷者(推定最大)	252	782	15	40	21
重症者(推定最大)	23	173	0	1	0
要救出者(推定最大)	67	513	0	3	0
避難者数	5905	11399	367	989	646
帰宅困難者数	259	—	—	—	—

#### ■原子力

平成24年9月に発表された岐阜県の放射性物質拡散シミュレーション結果によれば、強い冬型の気圧配置で10m/s以上の西北西の風があるなか、敦賀発電所において平成23年3月の福島第一原子力発電所事故と同様の放射性物質の放出が発生し、同時に時間6mm以上の降雨が重なった場合、地表に年間20ミリシーベルトを超える放射性物質（セシウム等）が沈着する地域が、瑞穂市内に推測されました。

## ■主な改正のポイント

**一般対策、地震対策** 計画の主な改正点と、その記述と根拠について示します。

### 1. 地区防災計画

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>【地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画】</p> <p>※地区居住者等からの計画提案等を踏まえて規定</p> <p>市は、市計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市計画に地区防災計画を定めるものとする。</p>	一般 P49	災害対策基本法 第 42 条、42 条の2

### 2. 指定緊急避難場所

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>【指定した指定緊急避難場所の名称や所在地等について計画に位置付け】</p> <p>指定緊急避難場所については、災害発生時に確実に避難場所の開設を行うこと等が可能な管理体制を持ち、被災が想定されない安全区域内に立地しているか、災害に対して安全な構造を有している施設等を指定する。</p>	一般 P173 地震 P23	災害対策基本法 第 49 条の4～ 6及び8等

### 3. 指定避難所

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>【指定した指定避難所の名称や所在地等について計画に位置付け】</p> <p>指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。</p>	一般 P173 地震 P23	災害対策基本法 第 49 条の7及 び8等

#### 4. 避難行動要支援者名簿

記述概要	計画書記載ページ	変更の根拠
<p>市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとします。</p> <p>【名簿の作成の内容について、次の内容を計画書で記述】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 避難支援等関係者となる者</li> <li>② 避難行動要支援者名簿に掲載する方</li> <li>③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法</li> <li>④ 避難行動要支援者名簿の提供及び名簿情報等に関する事項</li> <li>⑤ 名簿提供に際し情報漏えいを防止するための措置</li> <li>⑥ 円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮</li> <li>⑦ 避難支援等関係者による避難支援</li> <li>⑧ 避難支援等関係者への安全確保</li> </ol>	<p>一般 P53</p>	<p>災害対策基本法 第 49 条の 10 ～ 13 等</p>

#### 5. 特別警報又はそれに準ずる気象現象での初動体制

記述概要	計画書記載ページ	変更の根拠															
<p>【県から特別警報に準ずる気象現象の伝達を受けたときの災害対応体制】</p> <table border="1" data-bbox="248 1207 1002 2040"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備時期</th> <th>人員及び態勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備配備 (関係各課) (準備体制)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨・洪水注意報のいずれかが発表されたとき。</li> <li>・市域において 20 mm 以上の時間雨量が観測されたとき。</li> <li>・台風接近に伴う強風注意報が発令されたとき。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本部は設置しない。</li> <li>・3～5名をもって情報連絡活動を主とし、直ちに関係機関に連絡、招集その他の活動ができる態勢とする。(総務課長、防災担当職員、宿日直ほか)</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>第 1 非常配備 (警戒体制)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨・洪水警報のいずれかが発表されたとき。</li> <li>・台風接近に伴う暴風警報が発表されたとき。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災担当課、河川担当課等において部課長及び指定の職員等を招集し、情報収集、初期対応ができる態勢とする。</li> <li>・事態の推移により警戒本部長(各部長)を招集し各災害対応の配備、警戒本部の設置等協議し決定する。(総括者は総務部長)</li> <li>岐阜市消防本部瑞穂消防署は、情報収集、伝達・浸水危険箇所等の巡回</li> <li>警戒本部の設置</li> <li>・本部長は市長(不在の場合は代理者による)</li> <li>・警戒本部長(各部長)</li> <li>・防災及び河川、土木担当課等で指定の職員</li> <li>・警戒班のうち 1 個班をもって警戒態勢をとる。</li> <li>(状況により警戒班及び各課の指名職員を増員)</li> <li>・事態の推移(避難勧告の発令等)により市災害対策本部に切替える。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>第 2 非常配備 (非常体制) (災害対策本部 1 号体制の設置)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象区分に関係なく、風水害による災害の発生を感知したとき、又は発生のおそれの確認されたとき。</li> <li>・災害により民家等に被害が生じ、さらに拡大のおそれがあり、又住民等を避難させる必要を生じたとき</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部長(部長)</li> <li>・各課長及び施設長</li> <li>・警戒班複数班及び各関係課職員</li> <li>・本部長をはじめとする本部(総務課長含む)の対策協議の決定に基づき通報又は指示により必要な業務を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>第 3 非常配備 (非常体制) (災害対策本部 2 号体制の設置)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報が発表されたとき</li> <li>・市内全般に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生したとき。</li> <li>・災害救助法による応急救助を必要とする程度の大規模な被害が発生したとき。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全本部職員(全職員)</li> <li>・各班員は本部長及び本部員の指示に基づき必要な業務を行う。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	配備区分	配備時期	人員及び態勢	準備配備 (関係各課) (準備体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨・洪水注意報のいずれかが発表されたとき。</li> <li>・市域において 20 mm 以上の時間雨量が観測されたとき。</li> <li>・台風接近に伴う強風注意報が発令されたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部は設置しない。</li> <li>・3～5名をもって情報連絡活動を主とし、直ちに関係機関に連絡、招集その他の活動ができる態勢とする。(総務課長、防災担当職員、宿日直ほか)</li> </ul>	第 1 非常配備 (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨・洪水警報のいずれかが発表されたとき。</li> <li>・台風接近に伴う暴風警報が発表されたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災担当課、河川担当課等において部課長及び指定の職員等を招集し、情報収集、初期対応ができる態勢とする。</li> <li>・事態の推移により警戒本部長(各部長)を招集し各災害対応の配備、警戒本部の設置等協議し決定する。(総括者は総務部長)</li> <li>岐阜市消防本部瑞穂消防署は、情報収集、伝達・浸水危険箇所等の巡回</li> <li>警戒本部の設置</li> <li>・本部長は市長(不在の場合は代理者による)</li> <li>・警戒本部長(各部長)</li> <li>・防災及び河川、土木担当課等で指定の職員</li> <li>・警戒班のうち 1 個班をもって警戒態勢をとる。</li> <li>(状況により警戒班及び各課の指名職員を増員)</li> <li>・事態の推移(避難勧告の発令等)により市災害対策本部に切替える。</li> </ul>	第 2 非常配備 (非常体制) (災害対策本部 1 号体制の設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象区分に関係なく、風水害による災害の発生を感知したとき、又は発生のおそれの確認されたとき。</li> <li>・災害により民家等に被害が生じ、さらに拡大のおそれがあり、又住民等を避難させる必要を生じたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部長(部長)</li> <li>・各課長及び施設長</li> <li>・警戒班複数班及び各関係課職員</li> <li>・本部長をはじめとする本部(総務課長含む)の対策協議の決定に基づき通報又は指示により必要な業務を行う。</li> </ul>	第 3 非常配備 (非常体制) (災害対策本部 2 号体制の設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報が発表されたとき</li> <li>・市内全般に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生したとき。</li> <li>・災害救助法による応急救助を必要とする程度の大規模な被害が発生したとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全本部職員(全職員)</li> <li>・各班員は本部長及び本部員の指示に基づき必要な業務を行う。</li> </ul>	<p>一般 P69</p>	<p>気象業務法 第 15 条の 2</p>
配備区分	配備時期	人員及び態勢															
準備配備 (関係各課) (準備体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨・洪水注意報のいずれかが発表されたとき。</li> <li>・市域において 20 mm 以上の時間雨量が観測されたとき。</li> <li>・台風接近に伴う強風注意報が発令されたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部は設置しない。</li> <li>・3～5名をもって情報連絡活動を主とし、直ちに関係機関に連絡、招集その他の活動ができる態勢とする。(総務課長、防災担当職員、宿日直ほか)</li> </ul>															
第 1 非常配備 (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨・洪水警報のいずれかが発表されたとき。</li> <li>・台風接近に伴う暴風警報が発表されたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災担当課、河川担当課等において部課長及び指定の職員等を招集し、情報収集、初期対応ができる態勢とする。</li> <li>・事態の推移により警戒本部長(各部長)を招集し各災害対応の配備、警戒本部の設置等協議し決定する。(総括者は総務部長)</li> <li>岐阜市消防本部瑞穂消防署は、情報収集、伝達・浸水危険箇所等の巡回</li> <li>警戒本部の設置</li> <li>・本部長は市長(不在の場合は代理者による)</li> <li>・警戒本部長(各部長)</li> <li>・防災及び河川、土木担当課等で指定の職員</li> <li>・警戒班のうち 1 個班をもって警戒態勢をとる。</li> <li>(状況により警戒班及び各課の指名職員を増員)</li> <li>・事態の推移(避難勧告の発令等)により市災害対策本部に切替える。</li> </ul>															
第 2 非常配備 (非常体制) (災害対策本部 1 号体制の設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象区分に関係なく、風水害による災害の発生を感知したとき、又は発生のおそれの確認されたとき。</li> <li>・災害により民家等に被害が生じ、さらに拡大のおそれがあり、又住民等を避難させる必要を生じたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部長(部長)</li> <li>・各課長及び施設長</li> <li>・警戒班複数班及び各関係課職員</li> <li>・本部長をはじめとする本部(総務課長含む)の対策協議の決定に基づき通報又は指示により必要な業務を行う。</li> </ul>															
第 3 非常配備 (非常体制) (災害対策本部 2 号体制の設置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別警報が発表されたとき</li> <li>・市内全般に甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生したとき。</li> <li>・災害救助法による応急救助を必要とする程度の大規模な被害が発生したとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全本部職員(全職員)</li> <li>・各班員は本部長及び本部員の指示に基づき必要な業務を行う。</li> </ul>															

## 6. 特別警報の住民への伝達

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>【特別警報の伝達を受けたときは、直ちに住民に伝達】</p> <p>市本部で掌握した気象警報のうち、市内の住民にその内容を徹底する必要のあるときは、市防災行政無線又は広報車、HP、エリアメール、登録制防災メール、FM ラジオにより、その徹底を図るものとする。特に特別警報は J アラートによる自動配信がなされる。</p>	<p>一般 P121 地震 P55</p>	<p>気象業務法 第 15 条の 2</p>

## 7. 屋内での待避等の安全確保措置の指示

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>【地域防災計画に避難指示等の判断・発令基準等を定めている場合は、その見直し等を検討】</p> <p>避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。</p>	<p>一般 P167</p>	<p>災害対策基本法 第 60 条</p>

## 8. 避難所における配慮

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>【避難所に滞在する被災者の生活環境の整備のための具体的な取組】</p> <p>避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペースの確保に努めるものとする。さらに、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。やむを得ず避難所に滞在できない被災者に対しても、物資の配布、保健医療サービスの提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p>	<p>一般 P175</p>	<p>災害対策基本法 第 86 条の 6 及び 7 等</p>

## 9. 避難計画の策定

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>【地震発生時の避難誘導に係わる計画の策定】</p> <p>地震発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずるものとする。</p>	地震 P21	災害対策基本法 第49条の9

## 10. 災害対策本部設置基準

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠																
<p>【特別警報に位置付けられた緊急地震速報（震度6弱以上）の追加】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>基準</th> <th>動員内容</th> <th>動員人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備体制</td> <td>・岐阜気象台が美濃地方（岐阜、西濃地域）に震度3の地震を観測し、発表したとき。</td> <td>・情報収集及び連絡体制を主とし、状況により他の職員を動員できる体制</td> <td>・総務課職員（防災担当等）</td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td>・岐阜気象台が美濃地方（岐阜、西濃地域）に震度4又は震度5弱を観測し、発表したとき。 ・岐阜気象台の発表にかかわらず、市内で震度4又は震度5弱の地震を観測したとき、あるいはこの程度の揺れを感じたとき。</td> <td>・警戒活動にあたり、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制 ・市長が必要と認める場合（避難勧告の発令等）は、災害対策本部を設置する。</td> <td>・総務課職員 ・各部課長以上の職員 ・その他（あらかじめ）指名された職員 ・他の職員は自宅待機する。 ・災害対策本部を設置する場合は全職員</td> </tr> <tr> <td>非常体制</td> <td>・岐阜気象台が美濃地方（岐阜、西濃地域）に震度5強以上を観測し、発表したとき。 ・岐阜気象台の発表にかかわらず、市内で震度5強以上の地震を観測したとき、あるいは震度5強程度以上の地震を感じたとき。 ・緊急地震速報（震度6弱以上）が発表されたとき。</td> <td>・災害が発生し、市内の広い範囲に大規模な災害が予想され、市内全域に応急対策がとれる体制 ・災害対策本部を設置する。</td> <td>・全職員が定められた場所に自主参集する。</td> </tr> </tbody> </table>	体制	基準	動員内容	動員人員	準備体制	・岐阜気象台が美濃地方（岐阜、西濃地域）に震度3の地震を観測し、発表したとき。	・情報収集及び連絡体制を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	・総務課職員（防災担当等）	警戒体制	・岐阜気象台が美濃地方（岐阜、西濃地域）に震度4又は震度5弱を観測し、発表したとき。 ・岐阜気象台の発表にかかわらず、市内で震度4又は震度5弱の地震を観測したとき、あるいはこの程度の揺れを感じたとき。	・警戒活動にあたり、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制 ・市長が必要と認める場合（避難勧告の発令等）は、災害対策本部を設置する。	・総務課職員 ・各部課長以上の職員 ・その他（あらかじめ）指名された職員 ・他の職員は自宅待機する。 ・災害対策本部を設置する場合は全職員	非常体制	・岐阜気象台が美濃地方（岐阜、西濃地域）に震度5強以上を観測し、発表したとき。 ・岐阜気象台の発表にかかわらず、市内で震度5強以上の地震を観測したとき、あるいは震度5強程度以上の地震を感じたとき。 ・緊急地震速報（震度6弱以上）が発表されたとき。	・災害が発生し、市内の広い範囲に大規模な災害が予想され、市内全域に応急対策がとれる体制 ・災害対策本部を設置する。	・全職員が定められた場所に自主参集する。	地震 P46	気象業務法 第15条の2
体制	基準	動員内容	動員人員															
準備体制	・岐阜気象台が美濃地方（岐阜、西濃地域）に震度3の地震を観測し、発表したとき。	・情報収集及び連絡体制を主とし、状況により他の職員を動員できる体制	・総務課職員（防災担当等）															
警戒体制	・岐阜気象台が美濃地方（岐阜、西濃地域）に震度4又は震度5弱を観測し、発表したとき。 ・岐阜気象台の発表にかかわらず、市内で震度4又は震度5弱の地震を観測したとき、あるいはこの程度の揺れを感じたとき。	・警戒活動にあたり、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制 ・市長が必要と認める場合（避難勧告の発令等）は、災害対策本部を設置する。	・総務課職員 ・各部課長以上の職員 ・その他（あらかじめ）指名された職員 ・他の職員は自宅待機する。 ・災害対策本部を設置する場合は全職員															
非常体制	・岐阜気象台が美濃地方（岐阜、西濃地域）に震度5強以上を観測し、発表したとき。 ・岐阜気象台の発表にかかわらず、市内で震度5強以上の地震を観測したとき、あるいは震度5強程度以上の地震を感じたとき。 ・緊急地震速報（震度6弱以上）が発表されたとき。	・災害が発生し、市内の広い範囲に大規模な災害が予想され、市内全域に応急対策がとれる体制 ・災害対策本部を設置する。	・全職員が定められた場所に自主参集する。															

## 11. 住民安否情報

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>【被災者の安否情報の整備のための具体的な取組】</p> <p>被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い重要業務の実施に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を提供するように努めるものとする。</p>	一般 P150 地震 P62	災害対策基本法 第86条の15



## 12. 罹災証明書の交付

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>【罹災証明書の交付体制の確立】</p> <p>災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p>	<p>一般 P161 地震 P111</p>	<p>災害対策基本法 第90条の2</p>

## 13. 被災者台帳関係

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>【被災者台帳作成体制等の構築】</p> <p>被災者支援について、「支援漏れ」等をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況等を一元的に集約した被災者台帳の作成及び体制を構築する。</p>	<p>一般 P161 地震 P111</p>	<p>災害対策基本法 第90条の3及び4</p>

## 14. ハード・ソフトを組み合わせた対策

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>【ハード・ソフトを組み合わせた防災対策の必要性】</p> <p>災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。</p>	<p>一般 P17</p>	<p>防災基本計画より</p>

## 15. 女性の参画の拡大

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>【防災対策の推進全般における、女性の参画の拡大を促進】</p> <p>地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。</p> <p>避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。</p> <p>応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の提供の際には女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮するものとする。</p>	<p>一般 P17 P175 P176</p>	<p>防災基本計画より</p>

## 16. 支援物資に関する民間団体との連携

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>【企業等との間で協定を締結しておく等、民間事業者のノウハウや能力等を活用】</p> <p>民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）に関し、あらかじめ市は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p>	<p>一般 P18</p>	<p>防災基本計画より</p>

## 17. 帰宅困難者対策

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>【「むやみに移動しない基本原則」を平時から積極的に広報すること】</p> <p>「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報する。</p>	<p>一般 P177 地震 P23</p>	<p>防災基本計画より</p>

## 18. 広域避難対策の強化

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>【避難対策に「広域一時滞在」を追加】</p> <p>災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に調整を要請または、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。</p>	一般 P176	災害対策基本法 第86条の13

## 19. 広域的に重症者を搬送する拠点の整備

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>【広域搬送拠点の確保を関係機関と調整した上で、重症者等の輸送を実施すること】</p> <p>予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保するとともに、市内の医療機関から広域搬送拠点までの重症者等の輸送を実施するものとする。</p>	一般 P211	防災基本計画より

## 20. 緊急車両の通行ルート確保

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>【緊急輸送道路の確保にかかる措置等】</p> <p>市は、放置車両等により緊急輸送道路の確保が困難な場合、道路管理者等に対して移動等の要請をするものとする。</p>	一般 P106	災害対策基本法 第76条の6

## 21. 緊急輸送道路の見直しと重点整備

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>【緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を推進】</p> <p>緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。</p>	地震 P33	防災基本計画より

## 22. 耐震化・液状化対策の啓発強化

記述概要	計画書 記載ページ	変更の根拠
<p>【耐震化の必要性と具体的な耐震方法及び液状化危険度等の啓発】</p> <p>耐震化についての啓発強化 市は、木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを活用するなど、耐震化の必要性と、具体的な耐震方法の啓発に努めるものとする。</p> <p>液状化危険度に関する意識啓発 液状化危険度マップ、一般住宅の液状化対策工法の周知を推進し、液状化危険度に関する意識啓発を行うものとする。</p>	<p>地震 P33 P44</p>	<p>防災基本計画より</p>

## 原子力災害対策

新しい地域防災計画書から、原子力対策編を追加しました。

### ■計画の基礎とする災害の想定 P(原)2～6

市は、最寄りの原子力事業所から最短距離で約 73km に位置していますが、市周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その直接的な影響が市に及ぶことを前提として、市として必要な対策を進めます。また、市内で核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合には、旧原子力安全委員会防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として、「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径 15m 程度」とされていることから、これを基本として必要な対策を進めます。

### ■組織体制等の整備 P(原)8 及び P(原)16

市は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、必要な体制を整備します。また、事態が長期化した場合に備え、県、その他防災関係機関と連携し、職員の動員体制を整備します。

体制	体制を整える状況
情報収集体制	県から情報収集事態が発生した旨の連絡があった場合
原子力災害警戒体制	ア 県から、対象とする原子力事業所において、警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の連絡があったとき イ 市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の連絡があったとき ウ 市長が必要と認めたとき
原子力災害警戒本部体制	ア 県から、対象とする原子力事業所において、施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の連絡があったとき イ 市内における核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象（原災法第 10 条第 1 項に規定する事象）が発生した旨の連絡があったとき ウ 市長が必要と認めたとき
災害対策本部体制	ア 市又は県の地域の一部が原災法第 15 条第 2 項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき イ 市又は県の地域の一部が、原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、対象とする原子力事業所において全面緊急事態に該当する事象が発生した旨の連絡があったとき ウ 市長が必要と認めたとき

### ■市民への情報提供体制 P(原)11

原子力災害が発生した場合、市民に対し、災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、市は、市民に提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用等情報提供体制の整備を図ります。

#### 1 情報項目の整理

- 市民に提供すべき情報の整理
- 分かりやすく正確な表現

- 2 情報提供体制の整備
  - ・要配慮者、一時滞在者等への配慮
  - ・自主防災組織等との協力・連携
- 3 相談窓口の設置等
  - ・県及び防災関係機関との連携
  - ・体制等の整備
- 4 多様なメディアの活用体制の整備
  - ・報道機関等との協力
  - ・多様なメディア（インターネット、CATV等）の活用体制の整備

#### ■防災訓練の実施 P(原)12

県及び防災関係機関等と連携し、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟及び連携等を図ります。

#### ■屋内退避、避難等の防護活動 P(原)18

県から施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があった場合は、県の総合的な判断を踏まえ、段階に応じて予防的対応（屋内退避等）を行います。また、国と県が連携して実施する緊急時モニタリングの結果、市内に指針の指標を超え、又は超えるおそれがある地域があると認められる場合は、国の指示に基づく県からの伝達により、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告、又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施します。

## 瑞穂市水防計画

水防法の改正を踏まえ、岐阜県水防計画及び水防計画作成の手引きを参考に改正を行いました。

### 1 水防法の改正

- (1) 水防法第2条、第7条及び第33条並びに河川法第22条の2関係  
河川管理者の水防活動への協力（P(水)20）
- (2) 水防法第15条  
浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置  
（P(水)29）
- (3) 水防法第15条の3  
要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等  
（P(水)30）
- (4) 水防法第15条の4  
大規模工場における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等（P(水)30）
- (5) 水防法第36条及び第37条  
水防協力団体に関する記載の追加（P(水)30）

### 2 岐阜県水防計画及び水防計画作成の手引きを参考とした改正

- (1) 「用語の定義」の中の用語の追加（P(水)1）
- (2) 気象予報の伝達経路、洪水予報等の伝達経路の追加、修正（P(水)11～16）
- (3) 水防作業の記載事項を追加、修正（水防団員の安全確保等）（P(水)19～21）
- (4) 身分証票の追加（P(水)23）
- (5) 公用負担に係る様式名称等の変更（P(水)25）
- (6) 水防資料（洪水予報等の様式、重要水防箇所等）（P(水)31～）を最新の内容  
に変更
- (7) その他、用語等の修正

### 3 その他の改正

市の組織変更、備蓄内容、要配慮者利用施設リスト、防災に関する協定一覧など経年  
による変化にかかる対応

平成 26 年度 瑞穂市地域防災計画  
概要版  
平成 27 年 3 月  
瑞穂市防災会議